

令和6年7月5日（金） 14:00～16:00		場所：あきる野市役所別館第1会議室
出欠席		
出欠	氏 名	所 属 等
出	○長塚 弘司	全日本不動産協会 東京都本部 多摩西支部 （東郊建設）
出	中村 健泰	東京都宅地建物取引業協会 第十二ブロック （中村住地）
出	◎榊原 秀明	社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会
出	反町 茂	地域包括支援センター（東部高齢者はつらつセンター）
出	加藤 暁子	あきる野市障がい者基幹相談支援センター
出	南沢 文江	あきる野市民生児童委員協議会
出	細谷 英広	健康福祉部 生活福祉課長
出	井上 弘明	健康福祉部 障がい者支援課長
出	山田 直喜	健康福祉部 高齢者支援課長
出	荒井 伸良	こども家庭部 こども政策課長
◎会長、 ○副会長 敬称略		
事務局 都市整備部住宅政策課 森田 速人、矢島 佑佳子、峯尾 大希、菱山 瑠奈 健康福祉部福祉総務課 宮崎 勝央、田中 晶、小林 郁恵 NPO法人インクルージョンセンター東京オレンジ（業務委託先。以下「東京オレンジ」）		
配布資料 ・次第 ・資料1 住宅確保要配慮者のニーズ把握調査票【令和5年度集計】 ・資料2-1 居住相談窓口について ・資料2-2 協力不動産店募集チラシ（裏面） ・資料2-3 相談受付票兼情報共有同意書 ・資料3 居住支援パンフレット骨子案		
内 容		
事務局	1 開 会 （委員出欠確認） （傍聴人数の確認）	
	2 挨 拶 （会長より挨拶）	
事務局	事務局連絡事項 （会議資料の確認） （事務局の変更及びこども政策課組織名称変更の報告） （東京オレンジの紹介）	
	ここからの進行につきましては、あきる野市居住支援協議会設置要綱第9条第2項の規定に基づき、会長にお願いしたいと思います。会長よろしくお願いいたします。	
会長	承知しました。 それでは次第3 報告事項（1）ニーズ把握調査集計結果報告【令和5年度受付分】、について、事務局から説明をお願いします。	

事務局	3 報 告 事 項 資料1をご覧ください。委員の皆様が所属する団体にもご協力をいただきまして、令和5年度中の住宅確保要配慮者のニーズ把握調査をさせていただきました。ご協力ありがとうございました。こちらは1年間分の集計となっております。申し送り事項としましては、障がい者基幹相談支援センターの相談件数については、7割以上がグループホームに関する相談ということになりますので、そのあたりはご承知いただければと思います。令和5年度の集計については、单身の方の相談が多くなっております。それから所得の低い世帯が多くなっております。また、相談内容につきましては、立ち退きを迫られているようなあまり日にちに余裕の無い、急ぎの案件というのはどうしても生活福祉課の保護係や、母子父子女性相談担当、住宅係などに直接相談が入っているというところだと思えます。また、家賃の支払いの滞りとなると、経済的なことになるので、生活福祉係に生活困窮の相談として上がってくることが多いと思います。物件情報の収集が困難という点では、障がい者基幹相談支援センターでの相談件数が多く、自分の状況を説明できなかったり、きちんと自分の課題などについて把握することが難しいケースが多いと思っております。2枚目をご覧ください。こちらは、各相談機関でどのような助言を行ったかというところを記載しておりますので、目を通していただければと思います。事務局の報告は以上です。
会長	事務局の説明がありました。これについて質問や意見などがありますでしょうか。障がいのある方のご相談が多いということでしたが、委員の方で補足をお願いできればと思いますがいかがでしょうか。
委員	冒頭でもお話いただきましたとおり、相談件数が多いのですが、延べ件数のため、ひとりの方が繰り返しご相談されれば件数は増える形になっています。また、お話いただいたように障がいのある方が共同で生活できるようなグループホームや、グループホームよりも規模が大きい入所施設のご利用に関するご相談が全体としては多いです。ただ中にはやはりグループホームから出てアパート移りたいという方や、自立に向けてアパートを探したい、精神科の病院から退院されるときにグループホームやアパートに移りたいというご相談も受けています。
会長	ありがとうございます。障がいのある方で、立ち退きを迫られているご相談が延べ10件ありますがどのような内容でしょうか。可能な範囲でお願いいたします。
委員	ご一緒に生活されていた家族が亡くなり、新たな保証人の確保や様々な要因もあってどうしても立ち退かなくてはならない状況でした。保証会社の利用も考えてはいたのですが、不動産店が使われている保証会社の審査が通らず、契約者の変更ができませんでした。最終的には市内で見つけることができず、なんとか近隣市で見つけることができました。
会長	はい、ありがとうございます。ほかの意見、質問等がありますか。

委員	障がい者基幹相談支援センターの相談件数についてです。説明では、約7割という話がありましたが、2枚目では、上半期は1割程度であったというような記載もあります。この正確な数字がなかなか伝わりづらく、252件という数字が独り歩きしますと、誤解を招くおそれがありますので、実情と整合が取れるような表記方法の検討をお願いします。これは意見です。
事務局	どこの相談機関においても、実質の相談人数と延べの相談件数を分けて集計することの難しさがあると思っています。実質の相談人数をカウントする場合、年度を超えたらどうするのかなど、場合分けをしていくことが非常に難しいので、この数字が独り歩きすることがないように、このような場でご説明を重ねることをご理解をいただけたらとは思っております。また、改めて表記の方法などは検討はさせていただきたいと思います。ご意見ありがとうございます。
会長	はい、ありがとうございます。確かに表記が難しい部分はありますが、実情に即した数字があるとわかりやすいと思います。生活困窮関係で意見等ありませんか。
委員	件数が多い家賃の支払い関係では、生活困窮、要はお金がなく家賃が払えないというご相談については、生活福祉係で受けております。これらの相談につきましては、例えば生活保護に結びつけたり、一時的な施設につないでしのいでいただくこともあります。離職等で家賃が払えない場合には、就労するために家を確保しなければならないということで家賃相当分を給付する住宅確保給付金制度により対応しています。このような形でおおむね対応ができていると考えております。
会長	はい、ありがとうございます。報告事項（1）についてはよろしいでしょうか。 それでは報告事項（2）住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進に関する協定についてです。事務局より説明をお願いします。
事務局	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する協定についてご報告いたします。以前より協議させていただいておりました、協力不動産店の募集・登録に係る不動産協会との協定につきまして、令和6年6月24日付けで、ふたつの不動産協会様と協定を締結させていただきました。取組事項として、住宅セーフティネット制度に関する情報共有を図ることや、協力不動産店の登録に関し、相互に協力することなどを定めております。今後は、相談窓口の開始に向けて、不動産協会所属の委員であるおふたりにご協力をいただき、協力不動産店の登録を進めて参りたいと考えております。また、前回の協議会でも話題に挙がりました、説明会についても検討していきたいと考えております。報告は以上となります。
会長	事務局からの説明が終わりました。ご意見ご質問等がありますでしょうか。特に（2）については、この協議会において、協定を締結した方が動きやすいという意見があって、進んだ話かと思いますが、不動産協会のおふたりいかがでしょうか。

副会長	東京都宅地建物取引業協会と合わせる形で、協定を締結させていただきましたので、円滑に進めることができると思っております。
委員	今お話があったように、円滑に進めるという意味では、協定があった方が、会員の方もわかりやすいと思いましたので協定を締結させていただきました。
会長	はい、ありがとうございます。ほかにご意見等ありますでしょうか。 説明会は検討段階で、具体的な日時等は決まっていないと思いますが、開催の際には、ぜひ不動産協会のおふたりにご協力いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。 報告事項が終わりまして、次第4 協議事項に移りたいと思います。(1) 居住相談窓口について、事務局より説明をお願いします。
事務局	居住相談窓口についてご説明いたします。お手元の資料2-1をご覧ください。会議の冒頭でも少しお伝えをしましたが、相談窓口における個別相談対応業務を含めた、あきる野市住宅確保要配慮者居住支援事業につきまして、NPO法人インクルージョンセンター東京オレンヂ様と業務委託契約を締結しました。業務委託の内容は、(1) から(6) までのとおりです。 裏面をご覧ください。業務委託のメインとなる居住相談窓口について詳細を記載しております。まず、居住相談窓口の運用についてご説明いたします。相談開始日につきましては、8月13日火曜日を予定しております。ここでの相談とは、実際に窓口相談に来ていただき、東京オレンヂ様に、相談対応をしていただくことを指します。下に注意書きをしておりますが、事前予約の受付は、8月1日木曜日から開始します。相談窓口の実施頻度につきましては、週に1回です。実施回数と時間につきましては、1回45分を基本として、午前2回、午後2回、計4回実施します。実施場所につきましては、市役所の会議室などプライバシーが確保できる個室を想定しています。ただ、現在押さえられている会議室が別館3階第2会議室となっています。今年度は、原則はそちらを会場とする予定ですが、高齢者や障がいのある方の来庁が予想されるので、適宜、別の部屋で実施することも想定しております。 利用方法につきましては、相談者に、事前に電話で予約をしていただきます。予約の受付は住宅政策課が対応し、予約受付時に、氏名、年齢、希望日時、相談者の属性等の聞き取りを実施します。相談の流れにつきましては、資料2-2をご覧ください。こちらは以前にもお見せしている協力不動産店募集のチラシの裏面になります。以前にもご説明している内容と重複しますが、改めて委員の皆様にもご確認いただければと思います。基本的な流れとしまして、まずは、先ほどご説明したとおり、電話での相談の予約をしていただき、居住相談窓口でご相談いただくところからスタートとなります。初回のご相談の際には、資料2-3の「相談受付票兼情報共有同意書」を相談者にご記入いただくことで困っていることや物件の希望などを把握しつつ、居住支援に関わる部分で情報共有について同意をいただきます。相談後、東京オレンヂ様から協力不動産店に対し、物件情報の照会をかけていただき、協力不動産店から情報提供があれば、東京オレンヂ様から相談者に物件を紹介していただきます。ご紹介いただいた物件の中に希望する物件があれば、相談者が協力不動産店を訪問して契約するという流れになります。

	す。なお、東京オレンヂ様から協力不動産店に対する物件の照会回数につきまして、1回では、希望に沿う物件が見つからない可能性が十分想定されますので、その場合、相談者と希望の調整を行いながら、1、2週間おきに3回程度実施できればと考えております。この点につきましては、不動産協会の方と調整させていただければと思っております。資料2-1に戻ります。 事業開始の周知について、市ホームページや広報の8月1日号で周知する予定です。居住相談窓口の呼称・愛称について、居住相談窓口の利用の促進を図るために、独自の呼称、愛称をつけている自治体があります。例としましては、日野市の安心スマイル日野、調布市の住まいぬくもり相談室、調布市の住宅セーフティーネット住まい相談、立川市のみんなの住まいサポート立川などがあります。また、東京オレンヂ様からも、愛称をつけてはどうかと、ご提案いただいております。事務局としても、まだ一般の方に、居住支援という言葉が浸透していない現状を踏まえて、他の自治体を参考に愛称をつけてもいいと考えております。これにつきましては、愛称の必要性や愛称案など、委員の皆様にもご意見を頂戴できればと思います。事務局からの説明は以上です。
会長	はい。ありがとうございました。資料が多く、少しわかりづらい部分もあったと思いますので、改めて2-1から確認した方がよいかと思います。2-1の表側については、業務委託の内容なので大丈夫かと思いますので、2-1裏面の「1 居住相談窓口の運用について」からひとつずつ質問やご意見があればお伺いしたいと思います。 まず私から質問させてください。先ほど報告があったとおり、不動産協会との協定が締結され、これから実際に協力していただく不動産店を募るということで、相談については、8月13日から開始し、8月1日の広報で募集を開始するので、スピードを上げなければならないと思いますが、見通しのなものをお聞かせください。
事務局	確かに協定は締結した状態ですが、協力不動産店がなければ物件をご紹介できないことは重々承知をしております。会長がおっしゃられるとおり、今月中に1店でも2店でもご紹介いただける協力不動産店を確保するため、両不動産協会に相談させていただければと思っております。以上になります。
会長	ぜひここについてはお2人の協力がほしいところですので、ご協力のほどよろしく願います。 その他、相談は原則週1回、毎週火曜日に実施し、予約制にするということで、相談場所は、別館第2会議室を考えているが、障がい持った方や高齢の方などに配慮して、相談があれば別の部屋を用意をしたいということでした。ほかに何かございますか。
委員	資料2-1の裏面、1 居住相談窓口の運用について（5）利用方法について、電話による事前予約制とありますが、現役世代の方がご相談されたい場合に、予約受付時間はお仕事されている方が多いと思いますし、インターネットの利用が日常的だと思います。市民の方がいつでもアクセスできるような環境を整えていくことも必要だと感じましたので将来的に、インタ

会長	ーネットなどを利用した予約などについてご検討されてるかお聞きしたいです。以上です。
事務局	事務局、現段階でどのように考えていますか。
事務局	貴重なご意見ありがとうございました。申込み方法につきましては、事務局でも、どの方法がよいか検討をさせていただいております。現時点では、まずは電話でということになっております。ほかの方法としましては、おっしゃっていただいたように、ネット予約やFAXなどの意見もありましたが、どのような方がご利用いただくか様子を見て、また、状況を踏まえながら、今後の課題として取り組みたいと思っております。以上になります。
会長	検討するということで、委員からの良い意見だったと思います。 そのほかにありますか。以前に、訪問の話も出たと思いますが、それについても様子を見てからになりますでしょうか。
事務局	はい。訪問につきましても、状況を見ながらできる限り相談者の要望に沿ってできればと考えております。その点につきましては、また東京オレンヂ様と協議しながら進めていきたいと考えております。
会長	承知しました。まずは始めることが大事だと思いますので、それで良いかと思います。 では、事業開始の周知につきまして、ホームページと広報で周知するということですが、広報は毎月載せますか。
事務局	ホームページの方は、毎月載せていくつもりではございます。ただ、広報につきましては、初回は大丈夫ですが、広報誌のスペース的に厳しい部分もございますので、出せる時に出していくという形になるかと思います。また、想定になりますが、できればメール配信等もできればと考えております。 実際には、各相談窓口、皆様のところにご相談に来ている方がいらっしゃると思いますので、ぜひ居住相談窓口をご紹介ください。ご協力よろしくお願いいたします。
会長	せっかく委員さんがいらっしゃいますので、委員さんからそれぞれの関係団体内に情報を流していただけるとよいと思います。各関係団体で会議などで集まる時に少し説明していただいたり、メーリングリストのようなものがあれば活用していただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。そのほかはございますか。
委員	居住相談窓口についての案内に関して、なかなか口頭での説明だと伝えきれないところもありますので、日程や相談窓口の簡単な説明についてお渡しできるようなものがあれば、よろしいかなと思います。ぜひそこは検討いただければと思います。

会長	確かに年間の予定表があるとよいかもしれません。ぜひご検討ください。ほかにはございますか。ないようなので、居住相談窓口の呼称についてです。いわゆる愛称ですが、先ほど事務局の方から説明がありましたし、東京オレンヂさんからもご提案いただいているのですが、そもそも付けた方がいいかも含めて皆様いかがでしょうか。
委員	市民の方にとっては、そもそも居住支援というものがなんなのだろうということもありますので、例で挙げてもらった他市のように、何となく住まいに関する相談窓口だということが、印象づけられると市民の方も相談しやすくなると思います。また、「ぬくもり」や「安心」といった市民の方に寄り添えるような言葉があると、より相談しやすい環境づくりにもなると思います。本当に困っている市民が、気軽に來ていただけるようなメッセージ性を含んだ呼称がよいと思います。
会長	ありがとうございました。ほかにはいかがですか。 具体的な呼称についてではなく、やっぱりあったほうがいいよねっていう感じなのか、そのまま居住相談窓口でいいのではないかという感じなのか、感覚的なところでいかがですか。
委員	私は、あった方がいいと思います。「明るい住まいあきる野」や「目指せ安住」なんて言葉を入れてはどうでしょう。あまり長ったらしいのは良くないと思って少し考えました。他所から移って來た方で、こちらに移り住んで良かったとおっしゃっている方もいますので、とにかくあきる野市が良いところであるアピールができればいいのかなって思っています。
会長	はい、ありがとうございました。今おふたりに聞きましたが、別の候補案が出たりもしましたし、呼称、愛称はあった方がいいということで、皆さんよろしいでしょうか。
委員一同	【頷き等で賛同の意を示す】
会長	では、呼称、愛称については、付けることに皆さん賛成ということですね。先程委員さんがおっしゃったとおり、住まいに関する相談窓口だとわかりやすい感じの愛称を付けられればと思いますが、せっかくひとつ意見出ましたし、一定期間設けて意見を募集しますか。例えば期日を設けて、意見がある人は事務局に提出としますか。
委員	これに関しては委託業者の方からもご提案があったということでしたので、ぜひそちらからも、いくつか提案をしていただいてはどうでしょうか。勿論、委員の中でもしあればご提案していただいて。
会長	両方から意見を募集するということでいしましょう。いずれにしても、一定期間設けた方がいいとは思いますが、8月13日のスタート時から付けるようにするか、そこはまだ愛称付けずにいくか、どうしましょう。

事務局	ご提案いただいておりますように、期間を少し設けた方がいいじゃないかということですが、締切りの関係もありまして、愛称を入れて広報へ掲載することは難しいので、広報は、住宅サポートに関する窓口であるという文言を記載して出したいと思います。 愛称の決め方ですが、一定期間を設けて皆様から事務局にご意見等を頂いた後、一度取りまとめさせていただき、取りまとめたものの中から皆様に選んでいただくような形にしたいと思いますがいかがでしょうか。
委員	それで大丈夫です。8月1日の広報については、締切りがありますし、「居住相談窓口」ということと、例えば住まいの相談窓口というような簡単でわかりやすい標記がされていればよいと思います。最初から呼称を付けてしまうと、かえって混乱してしまうこともあると思いますので、そんなに慌てず、ある程度相談窓口が定着してきてから、愛称を付けてもいい気はします。
会長	地域包括支援センターなどでもそうですが、両方併記してもよいと思います。説明の部分で、先程事務局からあったような「住宅サポート」などの言葉を使ってわかりやすいようにしてもらいたいと思います。 協議事項の居住相談窓口について、区切りながら意見などを伺ってきましたが、そのほかございますか。
委員	居住相談窓口の運用の（５）利用方法の中で、電話による事前予約制っていうところで、相談者の属性について聞き取りを実施するという話があって、その属性が資料２－３の相談受付票の「ご相談の内容」に繋がってくると思います。ここに色々な小項目が挙げられていますが中身があまり書いてなくて、業務内容も踏まえてどのような想定をされているのか、委託先の業者さんもいらっしゃいますので伺いたいです。それから情報共有についてですが、何についての情報共有になるのかももう少し詳しく書いた方がいいと思います。このあたりについては、まだ検討の余地があるのだろーとは思いますが、想定されるようなことがあれば、教えていただければと思います。
会長	事務局、答えられる範囲でよろしくお願いします。
事務局	はい。ご意見ありがとうございます。まず住宅政策課で受付をする段階では、電話で大まかな相談内容や相談者の状況について聞き取りをします。その後、東京オレンジ様と相談者の方が、相対でお話をする時には資料２－３を活用していきます。この相談内容のところに、様々な住まいの相談以外のことが書いてあるというのが、まさにこの居住相談窓口を利用させていただく意味です。ただ住まいを探すことに困っている方なのではなくて、おそらくその背景に様々な困りごとがある方なので、それを把握するためにこのような相談内容、困りごとの一覧を載せております。それに応じて皆様のような居住支援団体の方々に適切につないでいくとこ

東京オレンジ	ろも、大事な事業になっていますので、ご理解いただければと思います。 今ご紹介がありましたように、単にアパートを探しにきましたというご相談でも、お話を聞いていくと様々な課題や問題が出てくることが多々あります。お話を伺いながら、その方がアパートを借りられるような環境整備を適切に行うことも私たちの仕事の一環だと思っております。関係機関の方にお繋ぎして課題を解消し、大家さんや不動産会社さんに安心して貸していただけるような環境を整えることが、私たちが目指すところでございます。以上でございます。
会長	はい、ありがとうございます。ほかにご意見等ございますか。
委員	1点は意見ですが、相談内容の記載の順番について、やはり居住支援ということで住まいのことが先にきた方がいいと思います。「家賃やローンの支払いのこと」が一段下がったとこに書いてあるので、先に持ってきた方がいいと思います。 もう1点は質問ですが、居住相談窓口を案内したけれども、家のことよりもほかの困りごとの方が重たいって話になった時には、居住相談窓口から逆に各課の相談窓口へフィードバックするということもあり得るということではよろしいでしょうか。
事務局	当然あり得る話ですので、よろしくお願いします。皆様に適切につなぐというのが、この事業の最大の目的になりますので、先程東京オレンジ様からお話もありましたが、様々な生活課題を解消した上で、不動産店の方に物件を貸していただくということがゴールになると思います。また、貸していただいた後も、適切に様々な福祉の関係者が見守りを続けたりってところまでやっていけたらと考えておりますので、よろしくお願いします。また、この相談受付票については、頂いたご意見も含め、東京オレンジ様と、もう少し調整をさせていただきたいと思います。
会長	はい。ありがとうございます。そのために皆様に委員になっていただいたということですね。 ちなみにこの相談受付票は日野市で使用している様式ですか。
東京オレンジ	はい。日野市ではこちらの様式を使用しております。市役所の関係窓口などではなかなか言えないことでも、このような窓口では○をつけてくれたりとか、そういったところは結構ありますので、この様式を使用しております。ただ、実情に合わせて、柔軟に対応します。
会長	はい、ありがとうございます。柔軟に変えていくことは必要かと思いますが、適宜、皆様のご意見をいただきたいと思います。非常に活発なご意見ありがとうございます。まだほかにご意見等ございますか。

委員	2点ございます。まず愛称についてです。先程、「ぬくもり」という言葉が出まして、言葉自体は良い言葉だとは思いますが、既に病児病後児施設で「ぬくもり」と付けていたりしますので、ほかの施設の名称と重複しない方がよいと思います。 もう1点ですが、相談受付票中のご相談の内容について、例えば、ひきこもり、不登校、DV、虐待の関係がありまして、これらに該当すると教育委員会やこども家庭センターなど、今ここにいるメンバー以外の部署の対応というのが必要になってくると思いますので、そのあたりの周知が必要になると思います。以上です。
事務局	ご意見ありがとうございます。ここにいらっしゃる関係機関以外の方にも何らかの形で、こういった活動が始まっていることや、活動に対するご理解を得ていく必要があると思います。タイミングや方法については検討させていただきたいと思います。
会長	はい、ありがとうございます。そのほかご意見などございますか。
委員	前にも少しお話したと思いますが、協力不動産店を募集するにあたって問題となってくるのが入居後のサポートの件です。今後、東京オレンヂ様が専門の窓口として対応して環境整備をしていくということですが、例えば、緊急連絡先や保証人についてはいかがでしょうか。保証人だと最初はよかったけど、数年したら生活状況が変化してしまって、いざという時に協力してもらえない可能性があるのも、現在大体の不動産業者は、保証会社が主流だと思いますが、居住相談窓口を通してきた方なら東京オレンヂさんが緊急連絡先になったり、保証会社の審査が通らない場合に対応してもらえたりするのでしょうか。そのほかには、障がいのある方についての対応などについて、大まかに教えていただけると募集するにあたって事前に説明できると思いますのでよろしくお願いします。
東京オレンヂ	おっしゃられたように、今保証会社なしで契約するほうが難しく、ほとんど加入必須になってきてますので、その際の緊急連絡先は問題になることはあります。今回の業務内容の中には緊急連絡先になることは含まれていませんが、何かしら手立てを検討したいと思います。 また、先程の相談受付票のみを協力不動産店の方に渡しても、希望家賃や地域の情報がなくて物件を探せませんとなってしまうので、個人名を伏せた上で、その方の属性や希望家賃などの必要な情報と併せて見守りが入っていることや福祉関係団体につながっていることも協力不動産店の方に提供します。もし支援につながっていなければ、関係機関の皆さんの協力してもらっていくことになります。 障がいを持っていらっしゃる方については、障がいの度合いなど様々な事情があり、それぞれその方に合う住まいがあります。やはり中には居宅での生活は難しい方もいらっしゃいますので、そのような方まで、不動産店にお願いするつもりはございません。そのような方は、別の施設、サービスにつなげて完結させることも行っています。そもそもの引っ越しの必要性やサポート体制についても判断してからご案内する流れを作っています。

会長	住まいについては、大家さんやオーナーさんがあってのものということは、以前の協議会の中でもおっしゃっていましたが、その辺りのことを気にされての質問だったと思います。それに対して、一方的に無責任に押しつけないという回答だったと思います。様々なご意見等ありがとうございました。 協議事項の4（2）居住支援パンフレットについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、居住支援パンフレットについて、ご説明いたします。お手元の資料3をご覧ください。パンフレットの作成につきましては、昨年度の協議会でもお伝えしたとおり、札幌市居住支援協議会が発行しているパンフレットを参考に事務局で案を作成しました。1枚目をおめくりください。掲載する内容は、目次にありますとおり、こんなお困り事はありませんか、から始まり、居住相談窓口業務の紹介、相談から入居までの流れ、よくある質問、支援制度の紹介、不動産協会様との協定の紹介、サイトの紹介、最後に、支援窓口一覧等を考えております。 次のページをおめくりください。こちらのページには、居住相談窓口の紹介、相談から入居までの流れを掲載予定です。 次のページをおめくりください。こちらのページには、相談に関する質問、住宅情報に関する質問、生活支援サービス紹介に関する質問を掲載予定です。 次のページをおめくりください。こちらのページには、支援制度の紹介を掲載予定です。各支援制度の内容につきましては、皆様にご依頼させていただく予定ですので、ご承知おきください。 最後のページをご覧ください。こちらのページには、協定先の紹介、支援窓口一覧を掲載予定です。掲載内容やレイアウトにつきましては、事務局で引き続き検討していきます。説明は以上となります。
会長	居住支援パンフレットについて、説明がありました。何かご意見やご質問等ありますでしょうか。
委員	この居住支援ガイドブック、パンフレットについても居住相談窓口の開始に合わせるような感じでしょうか。
事務局	居住相談窓口は8月からですが、こちらは引き続き検討させていただいて、次回の協議会でもう一度協議させていただきたいと考えており、窓口開始と同時の完成は考えておりません。
会長	ほかにご意見等ございますか。
委員	大変な作業になることを存じ上げていて、申し上げるのは大変心苦しいのですが、障がいをお持ちの方を支援している立場として、ルビを付けていただきたいと思います。配布する全てではなくて一部だけでも対応していただいたり、ダウンロードができるように対応していただ

	けると、ありがたいと思いますのでご検討をお願いします。
会長	はい、ありがとうございます。フリガナ、ルビを付けてもらいたいというご意見でした。ほかにもご高齢の方に対して字の大きさに配慮していただいたり、なかなか難しいとは思いますが検討をお願いします。ほかにはご意見等ございますか。
委員	支援窓口の一覧に生活福祉課が入っていないので入れた方がよいかと思います。
事務局	大変失礼いたしました。修正させていただきます。また、多くのご意見を頂きましてありがとうございます。こちらの中身については、各関係団体さんや各課に調査依頼をかけさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
委員	これはくらしの便利帳とほぼ同じ内容になるような気がします、大体そのようなイメージを持っていればよろしいでしょうか。
事務局	実際に載る内容は、近いものになると思いますが、先ほどからお話しているとおり、物件を借りるにあたって、様々な環境を整えるために必要な制度などについて載せていきたいと考えています。
会長	ほかにはご意見等ございますか。
委員	2点ございます。1点目は、ガイドブックを作成するということでしたが、そのほかにチラシのようなものを作成する予定はありますか。2点目として、支援制度の紹介のページにはDVやひとり親のことがあります、支援窓口一覧には担当となるこども家庭センターがありません。こちらは載せないのでしょうか。
事務局	こちらはあくまでもたたき台でございます。これから必要な部分については、プラスしていきたいと考えていますので、調査をかけたときに、もし気になる点がございましたら、ご意見いただけると助かります。よろしくお願いいたします。 また、先程ご意見いただいた居住相談窓口を説明するためのチラシについては検討しようと思いますが、こちらの支援制度や支援窓口の一覧などについては、パンフレットのみで、簡易版を作成する予定は今のところございません。それまでの間は、相談窓口を実施する中で、個別にそれぞれご相談をさせていただきながら、各課でも様々なサービスの冊子などのご用意があるかと思いますので、そういったものもご提供いただきながら進めていければと思います。ご協力よろしくお願いいたします。
会長	チラシは、関係団体にも配られると思います。先程、日程について載せてほしいという話がありましたので、当面半年分や年度内分などの日程を掲載したチラシを作成していただいて、

事務局	メーリングリスト等で情報共有をしていただけるといいかと思います。 パンフレットについてほかにご意見等がありますか。また次回に協議するという話もありましたし、愛称の話も含めてこの会議だけでなくやりとりもできればよいと思っていますのでよろしくお願いいたします。 それでは、ほかにご意見等ないようでしたら、協議事項まで終わりましたので、以後の進行につきましては事務局へお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。 5 その他連絡事項 (次回協議会の開催時期、議題等の連絡) 6 閉会 (副会長より挨拶) それでは以上をもちまして、令和6年度第1回居住支援協議会は終了となります。皆様、長時間大変お疲れ様でした。ありがとうございました。
-----	---